

【一般会計等財務書類 注記事項】

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 出資金

市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～50年

工作物 10年～75年

物品 3年～22年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率、又は個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額から、和歌山県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に本町職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、同組合における積立金額の運用益のうち本町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

2 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

宅地取得資金貸付事業特別会計

住宅新築資金貸付事業特別会計

奨学事業特別会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

- ⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額 78 百万円

- ① 売却可能資産の範囲の範囲及び内訳は、次のとおりです。

普通財産に区分されている資産の内、実際に売却を見込める資産を範囲としています。

事業用資産 224 百万円

令和4年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

- ② 減債基金に係る積立不足額 5,517 百万円

- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

- (3) 純資産変動計算書に係る事項

- ① 固定資産等形成分

- ② 余剰分（不足分）

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 331 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	7,837 百万円	7,426 百万円
繰越金に伴う差額	△ 78 百万円	－ 百万円
当年度繰上充用金に伴う差額	－ 百万円	－ 百万円
内部取引消去	－ 百万円	－ 百万円
資金収支計算書	7,759 百万円	7,426 百万円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「繰越金」を収入としていますが、資金収支計算書では計上しないため、その分だけ相違します。

逆に「当年度繰上充用金」は、歳入歳出決算書では計上しませんが、資金収支計算書では計上するため、その分だけ相違します。

また、会計間の内部取引を相殺消去しているため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額

<u>資金収支計算書の業務活動収支</u>	<u>1,355 百万円</u>
投資活動収入の国県等補助金収入	－ 百万円
未収債権等の増加（減少）	△ 7 百万円
減価償却費	△ 926 百万円
賞与等引当金（増減額）	2 百万円
退職手当引当金（増減額）	43 百万円
徴収不能引当金（増減額）	△ 1 百万円
資産売却益（損）	40 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>394 百万円</u>

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	1,000 百万円
一時借入金に係る利子額	－ 百万円